

[報告事項・イ]

感染症法改正に係る予防計画の策定について

1 概要

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 10 条に基づき、国が定める感染症の予防の総合的な推進を図るための基本指針（法第 9 条）に即して、保健所設置市においても、感染症の予防のための施策の実施に関する予防計画を定めなければならない。

施行日：令和 6 年 4 月 1 日

2 予防計画策定が義務付けられた理由

感染症の発生・まん延時は、地域の実情に応じて保健所設置市区においても主体的・機動的に感染症対策に取り組む必要があるため。

3 予防計画に規定する項目（11 項目）

- (1) 地域の実情に即した感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策に関する事項
- (2) 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項（任意）
- (3) 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項
- (4) 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項
- (5) 第四十四条の三第二項又は第五十条の二第二項に規定する宿泊施設の確保に関する事項（任意）
- (6) 第四十四条の三の二第一項に規定する新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は第五十条の三第一項に規定する新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項
- (7) 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項
- (8) 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項
- (9) 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策（国との連携及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。）に関する事項
- (10) 病原体等の検査の実施体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項
- (11) 感染症に関する知識の普及に関する事項（任意）

4 今後について

本計画は、都道府県の予防計画に即し、策定することとなっている。
国の基本指針が改定され、それを踏まえた道の予防計画改定となることから、北海道と連携を図りながら情報収集を行い、これまでの新型コロナに係る対応を踏まえて、策定準備を進める。